

令和5年第5回各務原市教育委員会会議録

日時 令和5年4月17日（月）

午後3時00分開会

午後4時00分閉会

場所 産業文化センター7階第1大会議室

1 出席委員

教育長 加藤 壽志、委員 大堀 憲、委員 和智 陽子、委員 林 ゆり

2 出席職員

（教育委員会事務局）

事務局長 横山 直樹、参与兼教育施設整備推進室長 牧田 洋之、総務課長 足立 勉、
学校教育課長 林 健司、中央図書館長 新居 美保、青少年教育課長 三輪 史子、
文化財課長 西村 勝広、スポーツ課長 河瀬 憲政、少年自然の家所長 奥村 謙司、
学校給食センター所長 寺田 明生

（産業活力部）

部長 村瀬 誠、次長兼いきいき楽習課長 永井 昭徳

3 会議の書記

教育委員会事務局総務課主幹 小川 大介、
教育委員会事務局総務課総務係長 島田 まゆみ、
教育委員会事務局総務課主事 砂川 雄哉

4 会議に付した案件

議第21号 令和4年度教育委員会表彰について

議第22号 令和5年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について

議第23号 各務原市史編さん委員会委員の委嘱について

報第2号 （専決処分の承認）各務原市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

報第3号 （専決処分の承認）各務原市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

報第4号 （専決処分の承認）各務原市いじめ問題再調査委員会委員の委嘱について

報第5号 （専決処分の承認）各務原市学校結核対策委員会委員の委嘱について

報第6号 （専決処分の承認）各務原市スポーツ推進委員の委嘱について

5 開会

教育長より、開会を宣言。

6 議事の概要

(1) 議決事項

議第21号 令和4年度教育委員会表彰について

教 育 長 議第21号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

総務課長 (議第21号 令和4年度教育委員会表彰について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第21号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第21号を原案通り承認いたします。

議第22号 令和5年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について

教 育 長 議第22号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校教育課長 (議第22号 令和5年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第22号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第22号を原案通り承認いたします。

議第23号 各務原市史編さん委員会委員の委嘱について

教 育 長 議第23号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

文化財課長 (議第23号 各務原市史編さん委員会委員の委嘱について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第23号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第23号を原案通り承認いたします。

報第2号 (専決処分の承認) 各務原市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

教 育 長 報第2号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校教育課長 (報第2号 各務原市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第2号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第2号を原案通り承認いたします。

報第3号 (専決処分の承認) 各務原市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

教 育 長 報第3号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校教育課長 (報第3号 各務原市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

大 堀 委 員 これは何かあった時に召集される委員会ですか。

教 育 長 昨年度は一度も実施されておらず、重大事態が発生した場合に開催される委員会となっております。例えば、程度が重いいじめが発生した場合や自殺案件等の際に開催されます。

大 堀 委 員 教育長が召集する仕組みでしょうか。

教 育 長 教育委員会が召集します。その事務については、事務局において実施し、その結果は教育委員会会議において、報告します。

教 育 長 ほかに質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第3号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第3号を原案通り承認いたします。

報第4号 (専決処分の承認) 各務原市いじめ問題再調査委員会委員の委嘱について

教 育 長 報第4号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校教育課長 (報第4号 各務原市いじめ問題再調査委員会委員の委嘱について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

和 智 委 員 この委員会は、どのような場合に開催されますか。

学校教育課長 対策委員会は、教育委員会が諮問し、いじめ防止のための対策について、調査を行うものです。一方、再調査委員会は、その重大事態と同種の事態の発生の防止のために、市長が必要と認めるときに開催するものです。

教 育 長 再調査委員会は必ずしも開催されるものではありません。保護者が納得しない場合等のケースで開催されます。これは、教育委員会は関わらず、市長部局の権限で開催する委員会となります。

教 育 長 ほかに質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第4号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第4号を原案通り承認いたします。

報第5号 (専決処分の承認) 各務原市学校結核対策委員会委員の委嘱について

教 育 長 報第5号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校教育課長 (報第5号 各務原市学校結核対策委員会委員の委嘱について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

大 堀 委 員 これは結核のみを対象とした委員会ですか。

教 育 長 結核のみを対象としています。
大 堀 委 員 実際に結核は発生していますか。
教 育 長 市内で発生した事例はありません。ただし、経験上、教員で発生した事例はあり
ましたので、発生する可能性はあると考えています。
和 智 委 員 この委員会は発生してから開催される委員会ですか。
教 育 長 発生の有無に関わらず開催するものです。
教 育 長 ほかに質問はありませんか。
教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第5号を原案通り承
認いただける委員の挙手をお願いします。
(全委員挙手)
教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第5号を原案通り承認いたします。

報第6号 (専決処分の承認) 各務原市スポーツ推進委員の委嘱について

教 育 長 報第6号を議題とします。担当課長の説明を求めます。
スポーツ課長 (報第6号 各務原市スポーツ推進委員の委嘱について、資料により説明。)
教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。
教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第6号を原案通り承
認いただける委員の挙手をお願いします。
(全委員挙手)
教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第6号を原案通り承認いたします。

7 閉会

教育長より、閉会を宣言。